

湖南広域行政組合交際費の支出基準および公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湖南広域行政組合（以下「組合」という。）管理者および消防局長が外部の団体または個人と交際する場合に支出する費用（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な支出を図るため、その支出基準および公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費は、支出の内容により、次のとおり分類する。

- (1) 祝金 組合行政の振興に関わりのある団体・個人の慶事に係る支出
- (2) 激励金 組合の施策推進に功績がある団体・個人を激励するために係る支出
- (3) 見舞金 組合関係者の病気等に対する見舞金、災害などによる義援金等に係る支出
- (4) 香料 組合関係者およびその親族に対する香典、生花等に係る支出
- (5) 渉外 組合行政の円滑な推進上必要な情報収集、意見交換、謝意および交渉に係る支出等
- (6) その他 前各号に規定するものの他、組合行政の推進上、管理者または消防局長が特に必要と認める経費支出等

(支出基準)

第3条 前条に規定する支出区分に対応する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(公開する内容)

第4条 交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支払年月日
- (2) 支払目的
- (3) 支払先（原則として個人名は除く。）
- (4) 支払金額

(公開の時期)

第5条 交際費の公開は随時行うものとする。

(公表の方法)

第6条 交際費の公表は、その内容を総務部総務課において閲覧に供するとともに、湖南広域行政組合のホームページに掲載する。

2 ホームページの掲載は半期ごと（4月から9月分を10月末までに、10月から3月分を4月末までに）に行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 湖南広域行政組合慶弔取扱内規（平成10年4月1日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

支払区分	対 象	対象項目（対象者）	支出金額	備 考
1 祝金	組合の振興に関 わりのある団体 および個人	1 竣工、就任、設立、記念式典 等	1 万円以内	祝賀会等により金額が 指定されている場合 は、その金額とする。
		2 その他	適宜対応	
2 激励金	組合の施策推進 に功績がある団 体および個人	1 全国大会等への出場	1 万円以内	
		2 その他	適宜対応	
3 見舞金	組合行政関係者	1 組合行政と密接な関係にあ る者の病気や事故、災害見舞	5 千円以内	
		2 その他	適宜対応	
4 香料	組合行政関係者 およびその親族	1 現職の組合の非常勤の特別 職公務員等本人（備考）	1 万円および 檜一對または 生花	（備考）非常勤の特別 職公務員等は、公平委 員会委員、監査委員会 委員、産業医、情報 公開・個人情報保護審 査会委員、休日急病診 療所運営委員会委員、 休日急病診療所薬品審 査会委員
		2 組合議会議員	1 万円および 檜一對または 生花	
		3 組合議会議員の配偶者およ び一親等親族	檜一對または 生花	
		4 組合と密接な関係にある管 内消防団団長・副団長、防火 保安協会会長・副会長および 環境衛生センター運営協議 会委員	檜一對または 生花	
		5 組合と密接な関係にある現 職の首長本人	1 万円および 檜一對または 生花	
		6 組合と密接な関係にある現 職の首長の配偶者および一 親等親族	檜一對または 生花	
		7 組合と密接な関係にある現 職の副市長本人	檜一對または 生花	
		8 その他	適宜対応	
5 渉外	組合行政に関わ りのある団体お よび個人	外部機関等との交渉、交際で管 理者が特に必要と認めたもの	社会通念上、 妥当と認めら れる金額	